

龍ヶ崎市告示第20号

龍ヶ崎市市長への手紙事業実施要綱を次のように定める。

令和7年3月20日

龍ヶ崎市市長 萩原 勇

龍ヶ崎市市長への手紙事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の行政に対する意見、要望、提案等（以下「提案等」という。）を市民から広く受け付け、市政の参考とすることを目的とする市長への手紙事業（以下「事業」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる提案等)

第2条 事業の対象となるもの（以下「市長への手紙」という。）は、提案等であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、次項各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

(1) 市長が別に定める市長への手紙の指定用紙（以下「指定用紙」という。）に記入されたもの

(2) 指定用紙を利用せずに文書、電子メール等で送付された提案等であって、市長への手紙と明記されたもの

2 前項の規定にかかわらず、文書、電子メール等で送付された提案等であって、事業を所管する課長（以下「所管課長」という。）が市長への手紙として受け付けることが適当であると認めたものは、市長への手紙とすることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

(1) 氏名、住所及び連絡先（電話番号又はメールアドレスをいう。）が記入されていないもの（匿名のものを含む。）

(2) 提案等の内容が虚偽と思われるもの

(3) 特定の個人、団体等を侮辱又は誹謗中傷をした内容と思われるもの

(4) 営利企業等の宣伝並びに宗教及び政治活動を目的としたものと思われるもの

(5) 市長への手紙の趣旨から外れた内容であって、意味又は意図が不明なもの

(6) 既に送付されたことのある提案等であって、当該提案等を送付した者から同一趣旨の内容が繰り返し送付されるもの

(7) 事務手続等に対する質問又は問合せであるもの

(処理)

第3条 所管課長は、提案等が送付された場合は、速やかにその内容を審査し、市長への手紙であると認めたときは、当該提案等を市長への手紙として受付をし、当該市長への手紙の件名、送付した者の氏名その他必要な事項を記録しなければならない。

2 所管課長は、前項の規定による審査の結果、市長への手紙としないとしたもの（以下「問合せ等」という。）は、当該問合せ等に係る事務を所

管する課等（以下この項において「担当課」という。）に送付するものとする。この場合において、担当課は、送付された問合せ等が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに当該問合せ等に対応し、その対応した結果を市長に報告するものとする。

(1) 担当課の具体的及び個別的な事務に関するものである場合又は問合せ等を送付した者に詳細な説明が必要な場合

(2) 迅速に対応する必要がある場合

(3) その他市長が担当課による対応が必要であると認めた場合

3 所管課長は、第1項の規定により受け付けた市長への手紙は、速やかに市長に供覧するとともに、その写しを当該市長への手紙に係る事務を所管する課等（以下「担当課」という。）に送付するものとする。

4 担当課は、前項の規定により市長への手紙の送付を受けた場合は、当該市長の手紙の写しを次長に供覧し、情報共有を図るものとする。

5 市長への手紙は、市長が担当課長と協議し、回答するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、回答しない。

(1) 回答を求める旨が明記されていない場合

(2) 個人的な要望、苦情等である場合

(3) 担当課の職員が面会、電話等で説明したことにより、相手方の理解を得た場合

(4) その他市長が回答する必要があると認めた場合

6 市長への手紙の回答は、市長への手紙を受け付けた日の翌日から起算して21日以内に行うよう努めなければならない。ただし、特段の事由がある場合は、この限りでない。

（市長への手紙の公表）

第4条 市長への手紙の提案等は、個人情報等を除き市公式ホームページで公表することができる。

（保存期間）

第5条 市長への手紙の保存期間は、3年とする。ただし、市長が特に必要と認めるものは、この限りでない。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。